

## ものづくり・商業・サービス革新補助金 平成25年度補正予算案 1,400億円

①試作品・新商品の開発や生産プロセスの改善、新しいサービスや販売方法の導入など、事業革新に取り組む費用を補助します。

補助率:2/3、補助上限額:1,000万円  
(特定分野※への投資は1,500万円)

※特定分野:医療・環境・エネルギーなど

※小規模事業者のみが利用できる特別枠を設定(上限700万円)

②金融機関から借入を行い耐用年数を超過した設備を入れ替える大規模投資(総資産の15%を超える設備投資)を行う場合に、金融機関のモニタリング実績に応じ、借入額の1%相当額を上限※に補助します。

※例:事業者が1億円の借入れを行う場合、100万円が上限

対象者:認定支援機関に事業計画の実効性等が確認された中小企業・小規模事業者

技術振興課(092-482-5464)

## 中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証制度

平成26年度予算案 9.5億円の内数

①認定支援機関による事業計画の策定支援や期中におけるフォローアップ等の経営支援を前提として、創業、事業転換等により新たな事業活動への挑戦を行う者に対し、日本政策金融公庫から低利融資(基準金利-0.4%)を受けられるようにします。

また、国民生活事業において、貸付金額のうち、無担保・無保証であっても、金利上乘せの事業者負担求めずに貸付が受けられる金額の上限を2,000万円に上げます。

さらに、創業を行う女性、若者、シニア(創業後7年以内の者)に対しては、日本政策金融公庫の貸付金利を政策的に引き下げます(基準金利-0.65%)。

②認定支援機関による事業計画の策定支援や期中におけるフォローアップ等の経営支援を前提として、経営改善に取り組む者に対して、信用保証協会の保証料を減免(概ね-0.2%)します。

中小企業金融室(092-482-5448)

## 創業者向け補助金

平成25年度補正予算案 44.0億円の内数

○新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業に対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の一部を支援します。

補助率補助上限額:200万円

(例1)

シェフである夫とパティシエ・野菜ソムリエである妻が地元である能登里山里海の食材を活かした欧州料理レストランを開店。自然あふれるロケーションの下、リーズナブルな価格でオリジナル料理を提供。

(例2)

高齢化の進む雪国で暮らす人々の苦労を軽減できるものを作りたいという思いから、除雪機ではなく融雪機を開発。会社設立を行い、従来よりも安価、安全、省エネで手間いらずの一般家庭用融雪機の製造・販売を行う、

対象者:創業を行う個人、中小企業・小規模事業者。

新産業戦略課(092-482-5438)

## 認定支援機関による経営改善計画策定支援

基金設置期限の延長

一定の要件の下、認定支援機関(※)が経営改善計画の策定を支援し、中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用について、各県中小企業再生支援協議会内に設置された経営改善支援センターが支援します。

◇対象となる中小企業・小規模事業者

借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画等を策定することが難しいものの、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援が見込める者

◇補助金額

認定支援機関による経営改善計画策定支援に係る費用のうち2/3(最大200万円)を上限

※主要金融機関が含まれない場合、経営改善計画策定支援について協力することの主要金融機関の確認書面が必要。

中小企業金融室(092-482-5448)

## 経営支援型セーフティネット貸付

平成25年補正予算案 531億円の内数

対象者:

①デフレ及び原油・原材料価格高騰等の影響を受けて資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者  
②金融機関との取引状況の変化(借入残高の減少要請や追加担保の設定要請等)により、資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者

貸付限度額:

(中小企業事業)①は7.2億円、②は3億円

(国民生活事業)①は4,800万円、②は4,000万円

貸付期間:

設備資金15年以内、長期運転資金8年以内

貸付金利:

基準利率。ただし、運転資金のうち、以下の条件に該当する場合、金利引き下げ。

a)厳しい業況にあり、認定支援機関等の経営支援を受ける場合、基準利率-0.4%

b)雇用の維持・拡大を図る場合、基準利率-0.1%

a) b)ともに該当する場合、基準利率-0.5%

中小企業金融室(092-482-5448)

## 商業・サービス中小企業活性化税制

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が、認定支援機関等のアドバイスを踏まえ、建物付属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を認めます。

中小企業庁事業環境部財務課(03-3501-5803)

## 消費税転嫁対策講習会

平成25年度補正予算案 29.6億円の内数

消費税制度の改正内容について周知徹底を図るとともに、消費税の転嫁円滑化等を促進するため、認定支援機関等と連携して講習会等を開催します。

消費税転嫁対策室(092-482-5590)

※追加情報がありましたら、認定支援機関に対して、お知らせいたします。

※各事業の詳細は公募の際の募集要項等でご確認ください。